

2020年 3月25日  
阪急バス株式会社

## 運送約款及びI Cカード関係規程の変更について

運送約款及びI Cカード関係規程を下記のとおり変更いたします。

### 記

#### 1. 変更する運送約款及びI Cカード関係規程

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業運送約款
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業運送約款
- (3) I C証票取扱規則
- (4) 阪急バスI Cカード乗車券 hanica 取扱規則

#### 2. 変更後の内容

別紙 新旧対照表のとおり

※変更後の運送約款及びI Cカード関係規程

- (1) は[こちら](#)をクリック
- (2) は[こちら](#)をクリック
- (3) は[こちら](#)をクリック
- (4) は[こちら](#)をクリック

#### 3. 変更の効力発生日

2020年4月1日

以上

一般乗合旅客自動車運送事業運送約款 新旧対照表（2020年4月1日変更）

\_\_\_\_\_：変更箇所

変更後	変更前
<p><u>(変更)</u>            第1条の2 当社が定める運送約款は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、  <u>契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。</u>            2 前項によるこの運送約款の変更にあたっては、変更後の内容と適用開始日を、営業所、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p>

一般貸切旅客自動車運送事業運送約款 新旧対照表（2020年4月1日変更）

\_\_\_\_\_：変更箇所

変更後	変更前
<p><u>(変更)</u>            第1条の2 当社が定める運送約款は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、  <u>契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。</u>            2 前項によるこの運送約款の変更にあたっては、変更後の内容と適用開始日を、営業所、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p>

IC証票取扱規則 新旧対照表（2020年4月1日改定）

\_\_\_\_\_：変更箇所

変更後	変更前																								
<p>(規則等の変更)</p> <p>第5条 <u>当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。</u></p> <p>2 <u>前項によるこの規則の変更の際には、変更後の内容と適用開始日を、営業所、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(規則等の変更)</p> <p>第5条 <u>この規則及びこの規則により定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。</u></p>																								
<p>(チャージ)</p> <p>第31条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項及び第2項の規定によりチャージをするIC証票のSFの残額は、<u>IC証票発行者が別に定める額</u>を超えることはできません。</p>	<p>(チャージ)</p> <p>第31条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項及び第2項の規定によりチャージをするIC証票のSFの残額は、<u>20,000円</u>を超えることはできません。</p>																								
<p>別表4（第23条第4項関係） 当社が設定する登録型割引の内容</p> <table border="1" data-bbox="165 916 1061 1417"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>適用旅客</th> <th>設定サービス</th> <th>運賃額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪急バス 登録型割引 (1ヵ月定額サービス)</td> <td>PiTaPa 一般カードまたはジュニアカードを所持する旅客</td> <td>160円区間 ～940円区間  ※上記の運賃区間内において10円単位で登録可能</td> <td>1ヵ月間(毎月1日～末日)の運賃額は、以下の計算式により算出した額とする。 <b>【計算式】</b> 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位に四捨五入)</td> </tr> <tr> <td>登録型割引が適用されない路線・区間</td> <td colspan="3">(阪急バス)箕面循環線、千里丘循環線、長岡京循環線、豊能町内線、猪名川町内線、宝塚すみれ墓苑線、清荒神線、催事輸送、梅田エキスポシティ線、市立吹田サッカースタジアム線、長尾山霊園線、<u>向日市コミュニティバス</u>、高速バス (神鉄バス)全路線</td> </tr> </tbody> </table>	名称	適用旅客	設定サービス	運賃額	阪急バス 登録型割引 (1ヵ月定額サービス)	PiTaPa 一般カードまたはジュニアカードを所持する旅客	160円区間 ～940円区間  ※上記の運賃区間内において10円単位で登録可能	1ヵ月間(毎月1日～末日)の運賃額は、以下の計算式により算出した額とする。 <b>【計算式】</b> 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位に四捨五入)	登録型割引が適用されない路線・区間	(阪急バス)箕面循環線、千里丘循環線、長岡京循環線、豊能町内線、猪名川町内線、宝塚すみれ墓苑線、清荒神線、催事輸送、梅田エキスポシティ線、市立吹田サッカースタジアム線、長尾山霊園線、 <u>向日市コミュニティバス</u> 、高速バス (神鉄バス)全路線			<p>別表4（第23条第4項関係） 当社が設定する登録型割引の内容</p> <table border="1" data-bbox="1211 916 2107 1417"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>適用旅客</th> <th>設定サービス</th> <th>運賃額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪急バス 登録型割引 (1ヵ月定額サービス)</td> <td>PiTaPa 一般カードまたはジュニアカードを所持する旅客</td> <td>160円区間 ～940円区間  ※上記の運賃区間内において10円単位で登録可能</td> <td>1ヵ月間(毎月1日～末日)の運賃額は、以下の計算式により算出した額とする。 <b>【計算式】</b> 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位に四捨五入)</td> </tr> <tr> <td>登録型割引が適用されない路線・区間</td> <td colspan="3">(阪急バス)箕面循環線、千里丘循環線、長岡京循環線、豊能町内線、猪名川町内線、宝塚すみれ墓苑線、清荒神線、催事輸送、梅田エキスポシティ線、市立吹田サッカースタジアム線、長尾山霊園線、高速バス (神鉄バス)全路線</td> </tr> </tbody> </table>	名称	適用旅客	設定サービス	運賃額	阪急バス 登録型割引 (1ヵ月定額サービス)	PiTaPa 一般カードまたはジュニアカードを所持する旅客	160円区間 ～940円区間  ※上記の運賃区間内において10円単位で登録可能	1ヵ月間(毎月1日～末日)の運賃額は、以下の計算式により算出した額とする。 <b>【計算式】</b> 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位に四捨五入)	登録型割引が適用されない路線・区間	(阪急バス)箕面循環線、千里丘循環線、長岡京循環線、豊能町内線、猪名川町内線、宝塚すみれ墓苑線、清荒神線、催事輸送、梅田エキスポシティ線、市立吹田サッカースタジアム線、長尾山霊園線、高速バス (神鉄バス)全路線		
名称	適用旅客	設定サービス	運賃額																						
阪急バス 登録型割引 (1ヵ月定額サービス)	PiTaPa 一般カードまたはジュニアカードを所持する旅客	160円区間 ～940円区間  ※上記の運賃区間内において10円単位で登録可能	1ヵ月間(毎月1日～末日)の運賃額は、以下の計算式により算出した額とする。 <b>【計算式】</b> 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位に四捨五入)																						
登録型割引が適用されない路線・区間	(阪急バス)箕面循環線、千里丘循環線、長岡京循環線、豊能町内線、猪名川町内線、宝塚すみれ墓苑線、清荒神線、催事輸送、梅田エキスポシティ線、市立吹田サッカースタジアム線、長尾山霊園線、 <u>向日市コミュニティバス</u> 、高速バス (神鉄バス)全路線																								
名称	適用旅客	設定サービス	運賃額																						
阪急バス 登録型割引 (1ヵ月定額サービス)	PiTaPa 一般カードまたはジュニアカードを所持する旅客	160円区間 ～940円区間  ※上記の運賃区間内において10円単位で登録可能	1ヵ月間(毎月1日～末日)の運賃額は、以下の計算式により算出した額とする。 <b>【計算式】</b> 登録運賃区間額×60×0.72 (10円未満の端数は10円単位に四捨五入)																						
登録型割引が適用されない路線・区間	(阪急バス)箕面循環線、千里丘循環線、長岡京循環線、豊能町内線、猪名川町内線、宝塚すみれ墓苑線、清荒神線、催事輸送、梅田エキスポシティ線、市立吹田サッカースタジアム線、長尾山霊園線、高速バス (神鉄バス)全路線																								

阪急バスICカード乗車券 hanica取扱規則 新旧対照表（2020年4月1日改定）

\_\_\_\_\_：変更箇所

変更後	変更前
<p>(規則等の変更)</p> <p>第5条 <u>当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。</u></p> <p>2 <u>前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、営業所、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(規則等の変更)</p> <p>第5条 <u>この規則およびこの規則により定められた規定等は、予告なく変更される場合があります。</u></p>
<p>(制限事項等)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 hanica を hanica 以外の当社で利用可能なICカードと重ねて読取機にタッチし、当該ICカードから運賃が収受された場合、当社はその責を負いません。</p> <p>4 当社は第3項により収受された運賃について、返却等には応じません。</p> <p>5～6 (省略)</p>	<p>(制限事項等)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 hanica を hanica 以外の当社で利用可能なICカードと重ねて読取機にタッチし、当該ICカードから運賃が収受された場合、当社はその責を負いません。</p> <p>4 当社は第3項により収受された運賃について、返却等には<u>一切</u>応じません。</p> <p>5～6 (省略)</p>